

令和2年6月5日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

**障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が
確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）**

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第7報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 今回新たに示された厚生労働省（第7報）に基づく臨時的な取扱いについて

（1）居宅への訪問によりサービス提供を行う間隔について

1日に居宅介護を複数回算定する場合にあつては、概ね2時間以上の間隔を空けなければなりません。新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者からの要望内容が多岐にわたるケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用控えなどにより、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスの間隔が概ね2時間未満となる場合も、報酬を算定することを可能とします。

また、この取扱いについては、同行援護においても同様とします。

なお、通所サービス事業所が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行うことを可能としていますが、当該訪問によるサービス提供から概ね2時間未満の間隔で居宅介護等、又は当該訪問によるサービスが行われた場合であっても、それぞれのサービスで報酬算定することを可能とします。

(2) 重度訪問介護のヘルパーによる同行支援について

障がい支援区分6の利用者へのヘルパーの同行支援については、

・新任従業者1人につき120時間

・1人の区分6の利用者につき、新任従業者は原則年間で3人まで

算定可能としておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により、事業所等において新人のヘルパーが増えている場合は、区分6の重度訪問介護利用者1人につき、3人の従業者を超えて算定することを可能とします。

2 添付資料

・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）

3 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

○ 大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○ 大阪市ホームページ（障がい福祉サービス等事業所向けの通知）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

○ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

○ 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608